令和４年度事業計画

Ⅰ　事業報告

現在、新型コロナウイルスについては、感染終息の見通しが困難な状況であるうえ、更に、ロシアのウクライナ侵攻等の影響で景気動向は非常に不安定な状態にあり我々業界においても厳しい環境下にあると言わざるを得ません。

更には、人手の確保、プラスチック新法の施行等、様々な課題が出てきております。

一方で、ＴＳＭＣ半導体工場の本県進出によるビジネスチャンスも生まれてきており、これをうまく活用することが必要となります。

これらに対応するためには、業界としての更なる信頼性を高めることが必要であり、協会設立目的の大きな柱の一つである「産業廃棄物の適正処理の推進」を行うことが重要であります。我々協会員は再度この原点に立ち返って事業を進めて行かねばなりません。

また、災害廃棄物の処理については、本協会はこれまでの実績から無くてはならない存在になってきており、行政からの期待も大きいものがありこれに応えていく必要があります。

更に、労働安全衛生については、昨年度は死亡者こそ０でしたが、休業４日以上の労災が１７名とまだまだ多く発生している状況であり、労働安全衛生事業への積極的取り組みが大変重要と考えております。

また、不法投棄撤去作業や環境学習など、社会貢献としての循環型社会構築に向けての活動も協会のもう一つの柱として積極的に取り組んでいかねばなりません。

当協会としましても、このため、今年度も実務者研修会の実施や、災害廃棄物処理支援マニュアル改訂に伴う行政等関係機関との連携強化、労働安全衛生研修会の本部・支部での実施、これまでの実績から県や国から表彰を頂くなど評価を受けている不法投棄防止対策・災害廃棄物対策等の各支部事業や青年部の環境教育事業の推進などにより「産業廃棄物の適正処理の推進」、「循環型社会の構築」に努めていきたいと考えています。

熊本県産業資源循環協会では社会に貢献する公益的な事業と会員及び組織強化のための事業を大きな軸として、これからの熊本県の産業廃棄物処理業界の発展のために尽力していくこととしておりますので、会員皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。

以上のことを踏まえ、令和４年度の事業計画をご報告します。

令和４年度事業計画

令和４年４月１日～令和５年３月３１日

１　実施事業等会計

１　社会貢献事業

この事業は、廃棄物の適正処理・資源循環の重要性等について、関係事業者等に広く周知啓発を図り、環境の保全、公衆衛生の向上、快適な県民生活の確保に貢献することを目的とする。

（１）適正処理推進のための周知啓発事業

廃棄物処理法に規定された排出事業者の処理責任や処理業者の法令遵守の徹底を図るため、関連する情報を提供する。

ア　調査研究・啓発普及事業

産業廃棄物の種類や処理形態に応じた適正処理の課題を調査研究し、その成果をホームページに掲載する。

・調査事業

ⅰ　災害廃棄物処理の支援事業調査

ⅱ　安全衛生活動の現状調査

イ　法令・行政情報等の収集・提供

法令･行政情報等を収集し､関連する資料とともに関係者に提供することにより、産業廃棄物の適正処理を推進する。

ウ　産業廃棄物に関する相談対応、助言及び処理業者の紹介

処理業者、排出事業者、県民等からの産業廃棄物処理に関する相談に対して適切な助言を行い、必要に応じて専門の処理業者等を紹介する。

エ　ホームページ、メールによる情報提供

①ホームページによる情報提供

本協会のホームページを通して県民、排出事業者、処理業者へ産業廃棄物の適正処理のための情報を提供する。

②会員へのメール配信等による情報提供

国、県、公益社団法人全国産業資源循環連合会等からの通知による産業廃棄物の適正処理に必要な情報をメール配信等により会員へ提供する。

オ　排出事業者への適正処理の推進事業

排出事業者への廃棄物処理法の周知徹底と不適正処理を撲滅するために様々な排出事業者団体との連携による産業廃棄物に関する広報活動を推進する。

（２）地球温暖化防止対策（地球温暖化対策・低炭素社会実行計画）

地球環境保全というグローバルな視点をもって産業廃棄物処理と社会との共生関係の構築を目的に、公益社団法人全国産業資源循環連合会が平成２９年３月に策定

した「地球温暖化対策・低炭素社会実行計画」に基づき、温室効果ガス排出量の削減等を目指して会員共々取組む事業。

具体的には、計画の周知・普及啓発、会員企業を対象とした実態調査、省エネ対策等の取組事例集・温室効果ガス排出量削減ツール及び各種支援制度等関係情報の提供を行い、会員企業が出来ることから取り組むこととしている。

（３）行政機関、他団体等の環境イベントへの協賛等

・環境関連

行政機関、他団体等が主催する環境関連イベントへの協賛や産業廃棄物処理に関するブースを出展し、廃棄物処理の現状等を県民に提示する。

２　災害廃棄物支援事業

この事業は、平成２１年５月１５日に熊本県との「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」締結に基づき、災害被災地域に発生した災害廃棄物の処理の支援をとおして、地域住民の生活環境の早期復旧を図る事業。

（１）災害対策支援に関する現状調査及び支援体制の整備

支援体制構築のため、災害廃棄物処理に対応可能な協会員の人員、施設・車両・重機等についてデータベースの管理と共に、これを基に行政機関と協力し、災害時の支援体制を構築し、支部の支援体制を整備する。

（２）災害対策支援に関する情報提供、普及啓発

本協会員が有する廃棄物に関する専門的な知識・経験を活かし、災害廃棄物に係る情報を共有するため県・市町村に対し、災害時に円滑な廃棄物処理が行われるために必要な情報提供、普及啓発を行う。

（３）市町村との連携

平成２４年度までに災害廃棄物（一般廃棄物）の処理責任者である県下市町村と支援活動を行う場合の細かな事項の確認事項として、「災害時における廃棄物処理等の支援活動に関する協定書」についての実施細目を基に協力体制を構築した。

具体的内容を盛り込んだ行動支援マニュアルを基にした以下の事業を各支部と共に取組む。

ア　協会における体制強化

令和３年に体制を強化した「災害対策検討委員会」において災害廃棄物処理の課題解決に向けた検討を行う。

イ　市町村、一部事務組合との連携

各地域で異なる災害対策について、一般廃棄物の処理を行っている市町村や一部事務組合と連携し、仮置場の現地確認等による廃棄物処理体制の強化や広域処理への共通認識を醸成する。

ウ　災害発生を想定した支援訓練の実施検討

平成２４年度の熊本広域大水害、平成２７年度の第１５号台風災害、平成２８年度の熊本大震災及び令和２年７月豪雨災害の支援実績の検証を基に、災害時の対応強化を図るため、熊本県及び市町村と連携し、災害支援訓練の実施を検討する。

エ　市町村の災害対策会議、防災訓練等への参加

業務の経験を活かし、災害廃棄物の処理方法等への提案や災害時の連携強化を図るため、市町村の要請に対し、災害対策会議や防災訓練等に参加する。

オ　九州地域協議会との連携

令和３年１１月２５日に締結した「九州地域における災害廃棄物処理の相互支援に関する協定」に基づき広域での災害廃棄物処理に備えた連携を強化する。

３　熊本環境保全推進支援金事業

この事業は、熊本県民の生活環境及び自然環境の保全を図るため、熊本県・熊本市の出えん金及び本協会員の拠出により造成した熊本環境保全推進支援金事業「以下（支援金事業）という。」及び運用益を活用し、不法投棄された廃棄物の撤去や不法投棄防止のための啓発等を行う。

（１）事業概要

ア　次のいずれにも該当する産業廃棄物の撤去等に関する事業

①不法投棄されたものである場合

②環境保全上著しい支障が生じ、又は生じるおそれがある場合

③投棄者が不明であり、かつ、土地管理者の責めに帰することができない場合

イ　産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発事業

ウ　その他支援金運営委員会が特に認めた事業

（２）不法投棄対策事業

本協会の県下６支部による不法投棄対策事業（撤去・パトロール）への支援

（３）普及啓発事業

・環境教育事業

青年部会による小学生を対象とした環境出前講座に係る経費

この講座は小学生のころから３Ｒ、廃棄物処理に関する環境教育を行い、それにより子ども達が知識を家庭に持ち帰り、家庭の中で実践してもらうことでその家族が環境を再認識し、地域の環境保全などにつなげていくことを目的として平成２５年から行っている。

平成２８年度からは、熊本県環境学習プログラムとして位置付けられており、熊本県義務教育課が広報を行い、本協会青年部会が各地域に所属する会員による車両の提供、講師を担当し熊本県下全域で講座を実施する。

（４）会議の開催

支援金事業運営委員会　年１回

２　その他会計

１　組織活性化会員支援事業

この事業は、産業廃棄物処理業界に対する社会的信頼性の更なる向上を図るため、関係する法令順守の徹底に務める等、本協会組織の強化及び活性化を目的とする事業

（１）会議の開催

ア　総　会　　定時社員総会　　年１回　　６月開催

臨 時 総 会　　必要が生じた場合

イ　理事会　　理　事　会　　年７回　　概ね隔月開催

臨 時 理 事 会　　必要が生じた場合

ウ　監査会　　年１回　　４月開催

エ　委員会　　総務・広報委員会、適正処理委員会、表彰推薦懲罰委員会、マニフェスト検討委員会、災害対策検討委員会、安全衛生促進委員会

･･･必要に応じて開催

オ　部会　　医療廃棄物部会、中間処理・リサイクル部会、収集・運搬部会、建設廃棄物部会、最終処分部会、青年部会、女性部会

･･･必要に応じて開催

（２）支部事業

ア　設置支部　６支部（荒玉、城北、熊本市、宇城、南部、天草）

イ　支部事業

支部事業は、地域住民、排出事業者、行政当局等との意見交換は勿論、研修活動、会員（従業員）の質の向上等、業界の地位の向上を図ると共に、会員相互の交流、情報交換、地域イベントへの協賛など地域に密着した活動を行う。

（３）廃棄物処理への対応事業

産業廃棄物処理業界の立場から熊本県、熊本市に産業廃棄物処理等に関する意見・要望を図るとともに、廃棄物処理法等の内容・取扱い等について会員に周知徹底を図る事業。

・熊本県、熊本市との意見交換会の開催

（４）表彰等事業

ア　産業廃棄物の適正処理又は事業活動を通じて、環境保全・循環型社会形成の推進に寄与し、又は業界の発展に功績のあった会員（個人・事業所）を国、熊本県、熊本市及び関係団体の表彰制度に対し、本協会長名で推薦を行う事業。

イ　産業廃棄物の適正処理又は事業活動を通じて、環境保全・循環型社会形成の推進に寄与し、又は業界の発展に功績のあった会員（個人・事業所）を対象に本協

会長名で表彰を行う事業。

（５）会員向けサービス・支援事業

行政への提出書類の交付、税制上の課題対応、相談指導事項に対する対応、産業廃棄物処理施設に対する賠償責任保険や従業員の災害保険への加入推奨、図書斡旋及び外部関連情報の提供等、会員に対する支援を推進する事業。

ア　熊本県との「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定」締結に伴う建設業の経営事項審査に必要な書類の交付。

イ　熊本市との「災害応急活動に関する協定」締結に伴う建設業の入札資格審査に必要な書類の交付。

（６）組織の拡充

一般社団法人としての社会的存在感を高めるため広報媒体を活用するとともに協会本部、支部が協力して地域に即した支部活動の活性化を図るなど、基盤となる会員の更なる加入促進を図る。

（７）廃棄物の適正処理に係る講習会・研修会の開催

産業廃棄物処理業者及び排出事業者の適正処理の意識と資質の向上のため、法令、技術及び技能に関する講習会、研修会、セミナー及び視察見学会を開催する。

ア　講習会、研修会開催事業（地域別含む。）

イ　視察見学会開催事業

（８）後継者、若手経営者等の養成

産業廃棄物処理業経営者の後継者を養成するため、処理業の知識や経営、教養などに関する研修会を行うとともに、青年部会の自主企画による産業廃棄物の適正処理のための研修等を行う。

（９）廃棄物関係法令等に係る研修

廃棄物関係法令等に係る講師（熊本県・市職員の廃棄物行政担当者、廃棄物処理従事者及びコンサルタント）による研修会を開催し、廃棄物関係法令の理解・遵守義務等を通して廃棄物処理に関する管理者等の人材育成を図る。

（10）協会労働災害防止計画（令和２年度～４年度：３ヵ年間）の実施

ア　目標：①死亡者数：ゼロ

②休業４日以上の死傷者数を平成２４～２６年の実績平均に比して、２０％以上減少させる。（平均１６人　→　１２人）

イ　重点項目：安全衛生規程を作成している会員企業数を増加させる。

ウ　主な事業：

①各支部への公益社団法人全国産業資源循環連合会の安全衛生規程作成ツール説明等による会員企業の安全衛生規程の作成支援。

②労働安全衛生について本部、各支部で研修会等の実施。

(11) 電子マニフェスト普及促進事業

この事業は、産業廃棄物の適正処理をより確実にするため国が進めている電子マニフェストシステムの普及促進に協力するもので、産業廃棄物処理業界の健全な発展に寄与する事業。

国の指定を受けた公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運用する電子マニフェストシステムを、会員を通じて関連の排出事業者、産業廃棄物処理業者に対して普及を促す。

ア　電子マニフェストシステム及び操作方法の問い合わせ・運用指導

イ　電子マニフェストの課題や問題等の研究

(12) 許可申請講習会事業

この事業は、産業廃棄物処理業の許可条件である廃棄物処理に関する知識を習得させるため、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会の講師・会場運営等の事務を、公益社団法人全国産業資源循環連合会と共に実施する事業である。

・講習会（Web）

新型コロナウイルス感染症対策のため（公財）日本産業廃棄物処理振興センターでは２０２２年度の講習会は、昨年度に引き続き事前にパソコンで講義ビデオを視聴して、受講し、会場で試験を受ける２段階形式により下記の日程で開催する。

ア　産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の許可申請に関する２段階形式による講習会試験（新規）

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を新たに取得しようとする者を対象とした講習会

項目	回数	開催日
新規許可（収運課程）	３回	７／２７、９／７、３／１０
新規許可（特管収運課程）	１回	７／２７
新規許可（処分課程）	１回	９／６

イ　産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の許可申請に関する２段階形式による講習会試験（更新）

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を既に取得しており、許可期限が到来した後も継続して業の更新許可を取得しようとする者を対象とした講習会。

項目	回数	開催日
更新許可（収運課程）	４回	７／２８、９／７、３／９、１０
更新許可（処分課程）	２回	７／２８、９／６

ウ　特別管理産業廃棄物管理責任者に関する２段階形式による講習会試験（排出事業者用）